

商品概要説明書

株式会社 鹿児島銀行

平成 30 年 6 月 1 日現在

1. 商品名	輸出信用状取引
2. サービス内容	<p>外国の輸入者との売買契約が成立し、輸入者が海外取引銀行にて信用状の発行手続きを終えると、当行へ信用状が通知されます。お客様は信用状条件に沿って船積を行い、信用状要求書類（船荷証券、インボイス、保険証券等）を当行に持ち込み、輸出手形を振出し買取または取立依頼を行うことで、輸出代金を回収するサービスです。</p> <p>【概要図】～信用状の通知から輸出代金の回収まで（取立ての場合）～</p> <p>【概要】</p> <p>①輸出信用状の通知 海外から到着しました輸出信用状をお客様へ通知いたします。</p> <p>②輸出手形の買取または取立 輸出代金を海外の輸入者から回収します。</p>
3. お申込	<p>①お取引にあたり、当行所定の基本約定書類をご提出いただきます。</p> <p>②輸出手形買取または取立依頼書等にて申し込いただけます。</p> <p>※買取の場合、当行所定の審査がございます。</p>
4. 適用相場	<p>①買取：買取日の一覽払買取相場（AT SIGHT BUYING RATE）</p> <p>②取立：入金日の電信買相場（TTB:TELEGRAPHIC TRANSFER BUYING RATE）</p> <p>※お取引金額が 10 万米ドル相当額以上の場合、市場実勢に基づく当行所定の為替相場を適用します。</p>
5. 手数料（非課税）	<p>①輸出信用状通知手数料：4,500 円</p> <p>②輸出手形買取手数料または取立手数料：5,000 円 郵便料：2,000 円</p> <p>※お取引内容に応じ、その他手数料や利息等をご負担いただく場合があります。</p>
6. その他留意事項	<p>①国際規則である信用状統一規則、取立統一規則、インコタームズ等に基づきお取扱いたします。</p> <p>②信用状に基づかない輸出手形及び信用状条件と不一致がある輸出手形は、取立となります。</p> <p>③外為法に基づき、経済制裁対象者との取引やイラン・北朝鮮関連のお取引は、お取扱できません。</p> <p>④一部の支店／出張所／代理店ではお取扱しておりませんのでご注意ください。</p>

※買取の場合、当行所定の審査がございます。審査の結果によっては、お客様のご希望にそえない場合もございますのであらかじめご了承ください。